

デジタル行財政改革会議 データ利活用制度・システム検討会 第4回会合



一般社団法人電子決済等代行事業者協会

金融ウェルビーイングを実現するデータ連携の姿

1. 金融ウェルビーイング・資産運用立国を実現するためには、自己情報を活用した現状把握と、AIを活用したアドバイスが不可欠。
シームレスな納税、経理・会計の自動化、高齢者の見守りなどでも情報連携は必須 p3~14
2. 銀行法改正（H29）と未来投資戦略（H29）の二つが法・規範として機能したことで、銀行APIは全国どこでも利用できるようになった p15~20
3. 一方で、電子マネー、クレジットカードのデータ連携については、大手のほとんどがスクレイピング接続となっている。法・規範の面での後押しが弱く、民・民での価格格的解決も現状困難 p21~25
4. スクレイピング技術は数年内に運用が難しくなる可能性がある。
接続遮断による不利益を生まないためにも、下記をお願いします
①データ接続が遮断されないための政策面での調整
②産業別に自己情報へのアクセス権を確保する政策形成
③オープンなデータ利活用に向けたアーキテクチャー整備 p26~31

電子決済等代行業の概要

2

● 一般社団法人電子決済等代行事業者協会の会員一覧（2025年2月6日現在）

会員種別	名称	API利用/ 非利用種別	会員種別	名称	API利用/ 非利用種別
第一種会員	株式会社マネーフォワード	API	第二種会員	Klarna Japan株式会社	API
	マネーツリー株式会社	API		株式会社f9k	API
	フリー株式会社	API		ファーストアカウンティング株式会社	API
	株式会社くふうカンパニー	API	金融機関会員	GMOあおぞらネット銀行株式会社	—
	弥生株式会社	API		株式会社みんなの銀行	
	株式会社イーコンテキスト	API非利用		PayPay銀行株式会社	
	ソリマチ株式会社	API	賛助会員	弁護士法人片岡総合法律事務所	—
	株式会社ミロク情報サービス	API		有限責任 あずさ監査法人	
	テレコムクレジット株式会社	API非利用		波多野 恵亮（個人）	
	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	API非利用	特別賛助会員	アクセンチュア株式会社	—
	KDDI株式会社	API		株式会社日立製作所	
	株式会社電算システム	API非利用			
	アクトレシビ株式会社	API	特別会員	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	—
	株式会社GIG-A	API		株式会社Authlete	
	キリバ・ジャパン株式会社	API			
	株式会社XO	API			
	ファミリーテック株式会社	API			
	ビリングシステム株式会社	API非利用			
	Airwallex Japan株式会社	API			
	三井住友カード株式会社	API			
	株式会社BANKEY	API			
	TIS株式会社	API			

● 協会データ

会員17者に対して実施した照会調査結果（精査中）

	項目	データ	備考
1	提供中のAPIサービス数	38	協会会員が提供中のAPI接続を利用するサービスの合計数
2	利用ユーザー数	14,067,755	協会会員が提供するサービスを利用するユーザー数の合計数（参照系のみ、API接続に係るもの）



（出所）画像は電子決済等代行業各社のApp Storeより引用

- ①収入を確保して、②支出を管理できなければ、
③継続的な資産形成はできない（金融教育の重要前提）
- ④将来を見通して、⑤必要な金融取引を支援することで、
ウェルビーイングが叶えられる。資産運用立国も実現

米CFPBによる金融ウェルビーイングの構成要素

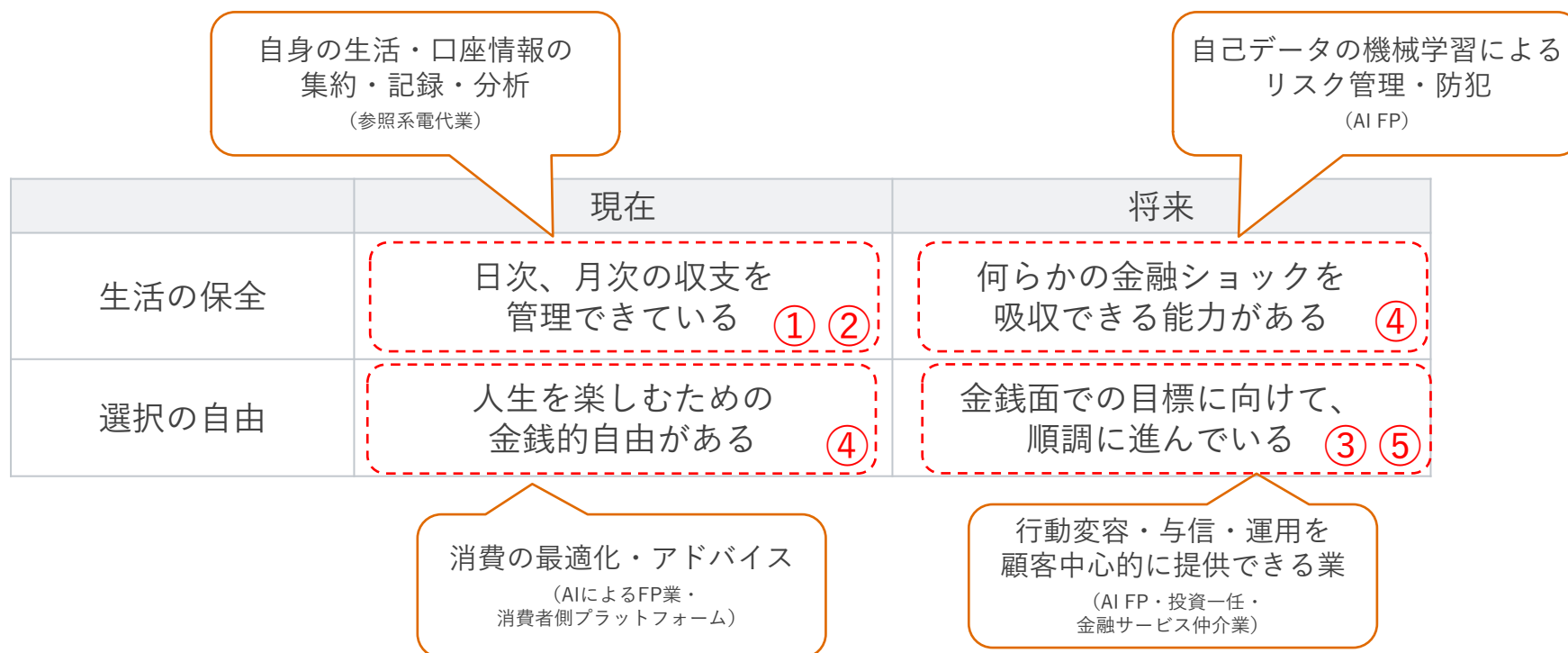
	現在	将来
生活の保全	日次、月次の収支を 管理できている ① ②	何らかの金融ショックを 吸収できる能力がある ④
選択の自由	人生を楽しむための 金銭的自由がある ④	金銭面での目標に向けて、 順調に進んでいる ③ ⑤

①金融ウェルビーイングを安価に実現するAIツールとは

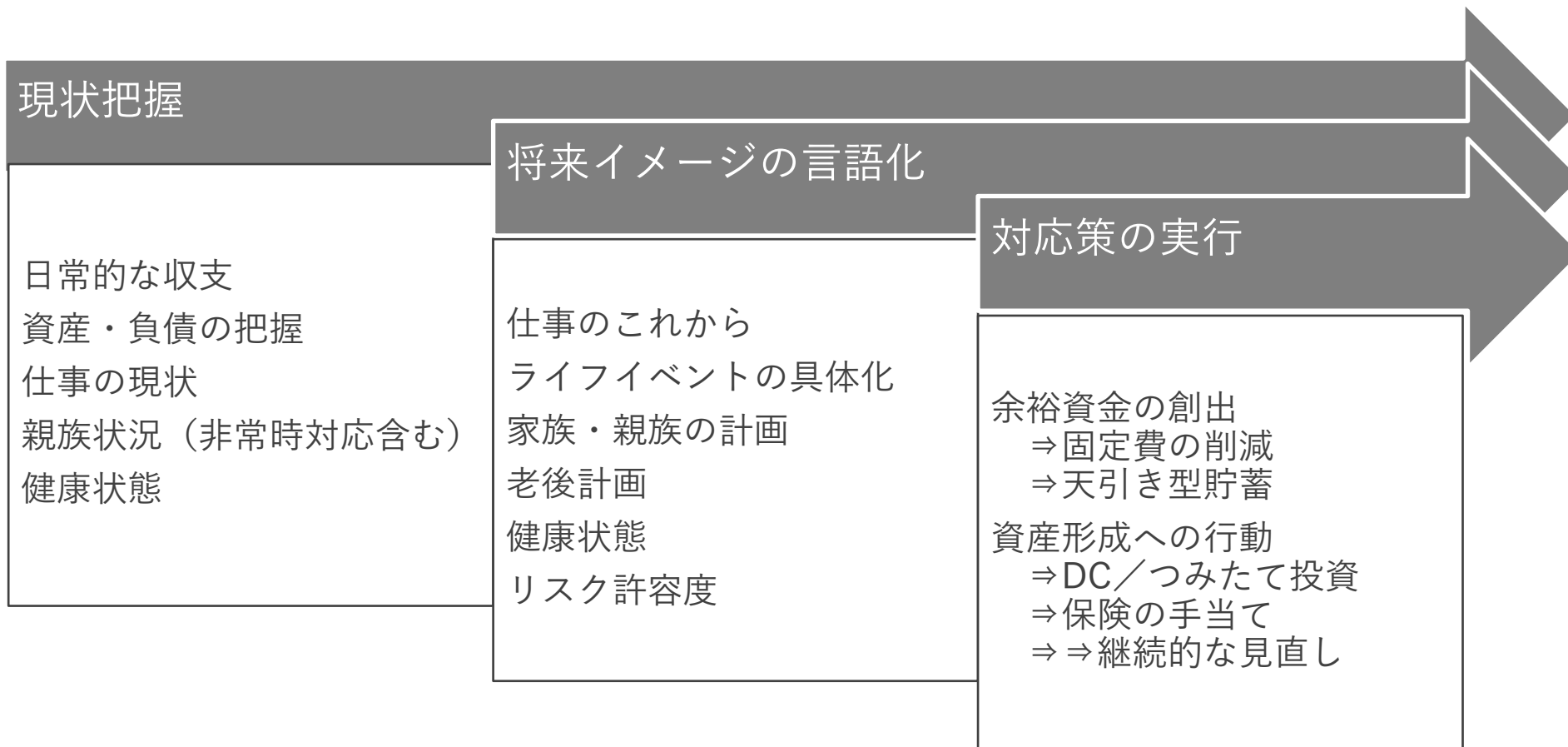
4

- 現在と将来の保全に向けた分析と、選択の適正さを叶えるツールが必要
- 理想像として、利用者サイドに立った下記の各サービスが実現を担う
 - A) 自身の生活・口座情報の集約と自動分析
 - B) AIによる行動のサポート、最適行動に向けた助言

米CFPBによる金融ウェルビーイングの構成要素



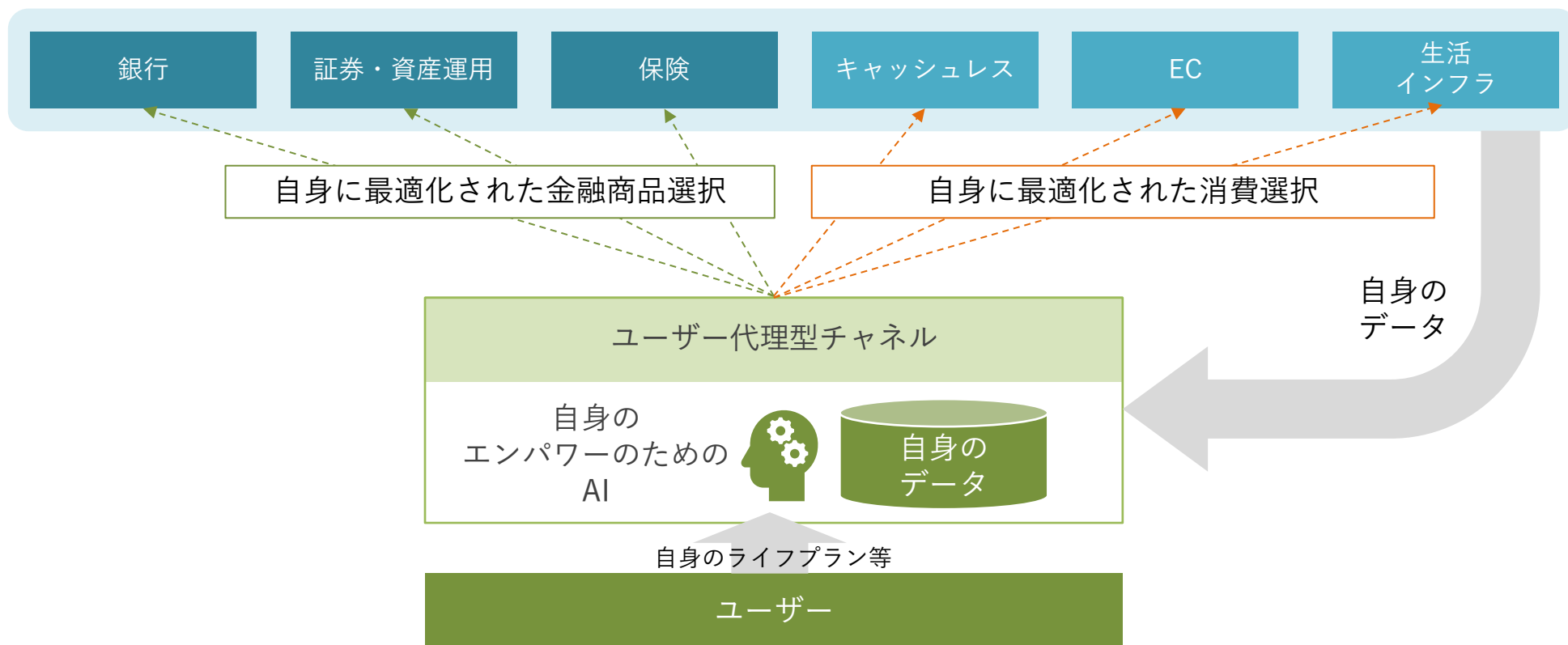
余裕資金の創出・資金計画の実現に向けて、現状把握は必須



AI時代の顧客本位モデル実現に向けて

6

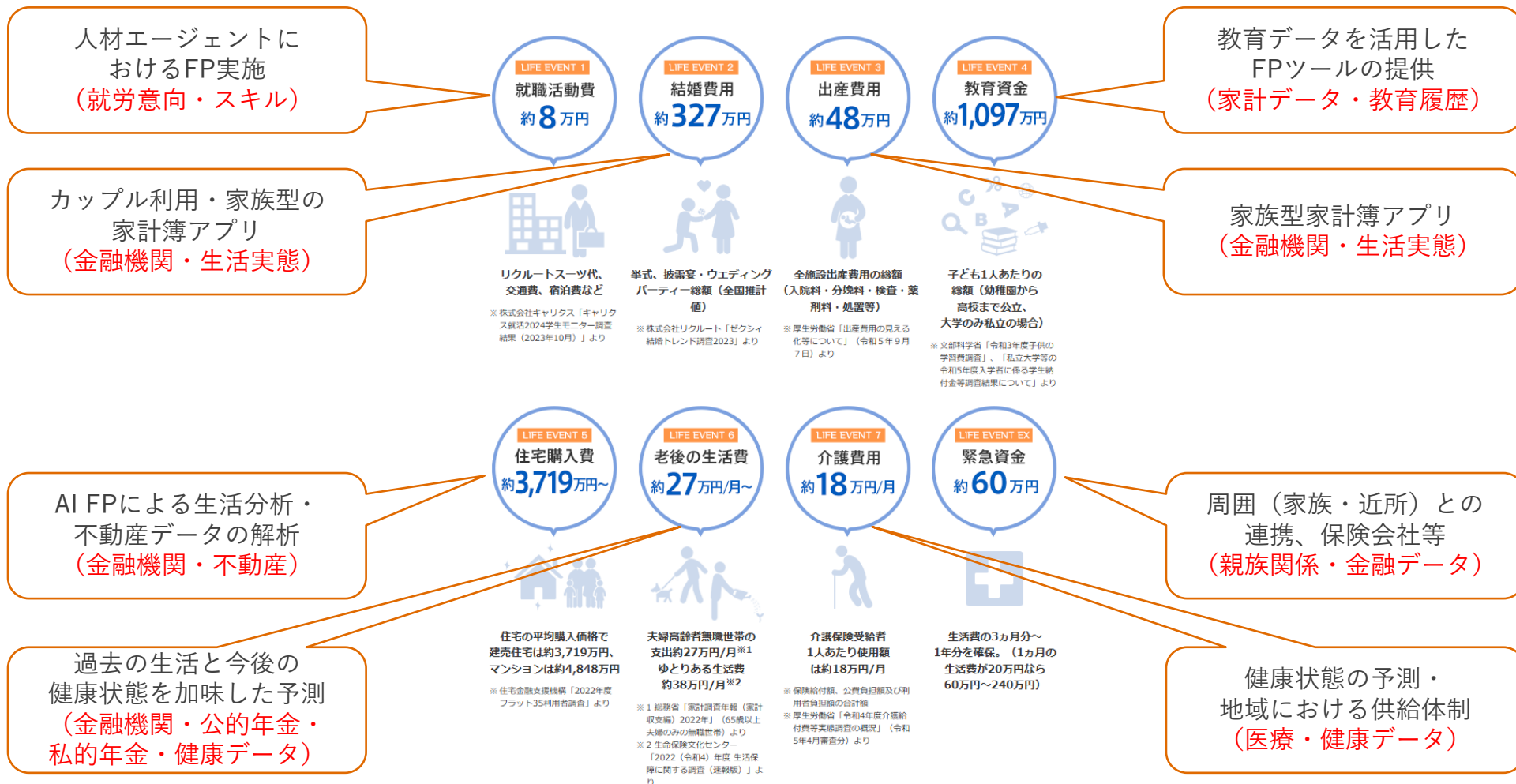
- 自分のために購買してくれる代理人モデルが望まれる
- 自身のデータへのアクセスや仲介チャネルへの開かれた商品供給は必須の要素



②大型の意思決定を支えるデータ分析環境

7

- 金融・医療・教育に加えて、不動産や社会保障、自身の健康状態に関わるデータがそろえば、人生の大型の意思決定を支える分析環境の整備可能に



③老後シミュレーター

8

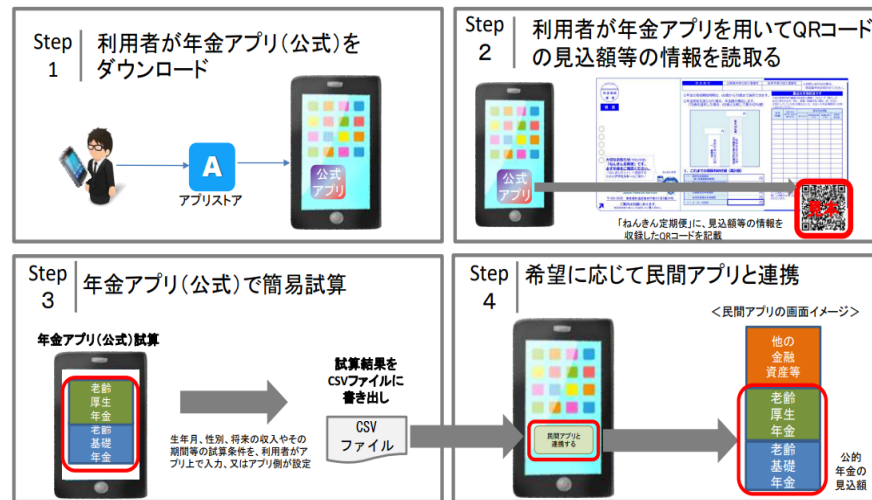
- 公的年金の見える化（ねんきん定期便・ねんきんネットの活用）を通じて、老後の予測を可能に
- それぞれの人で必要資金が異なることを、個別に自動で対応できる



(出所) マネーフォワード社資料より引用

年金アプリ(公式)のイメージ(検討中の案)

令和2年改正年金法の趣旨をわかりやすく正確に伝え、かつ、公的年金、私的年金等を通じて個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」するための仕組みを検討。

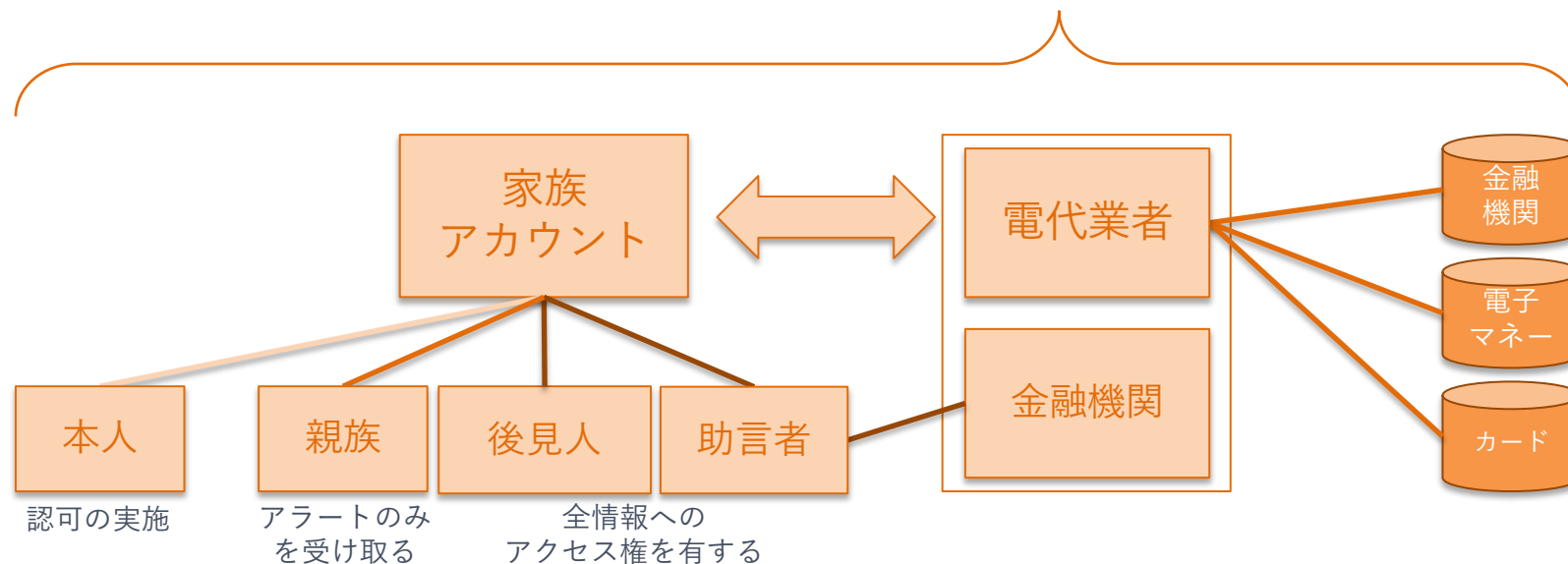
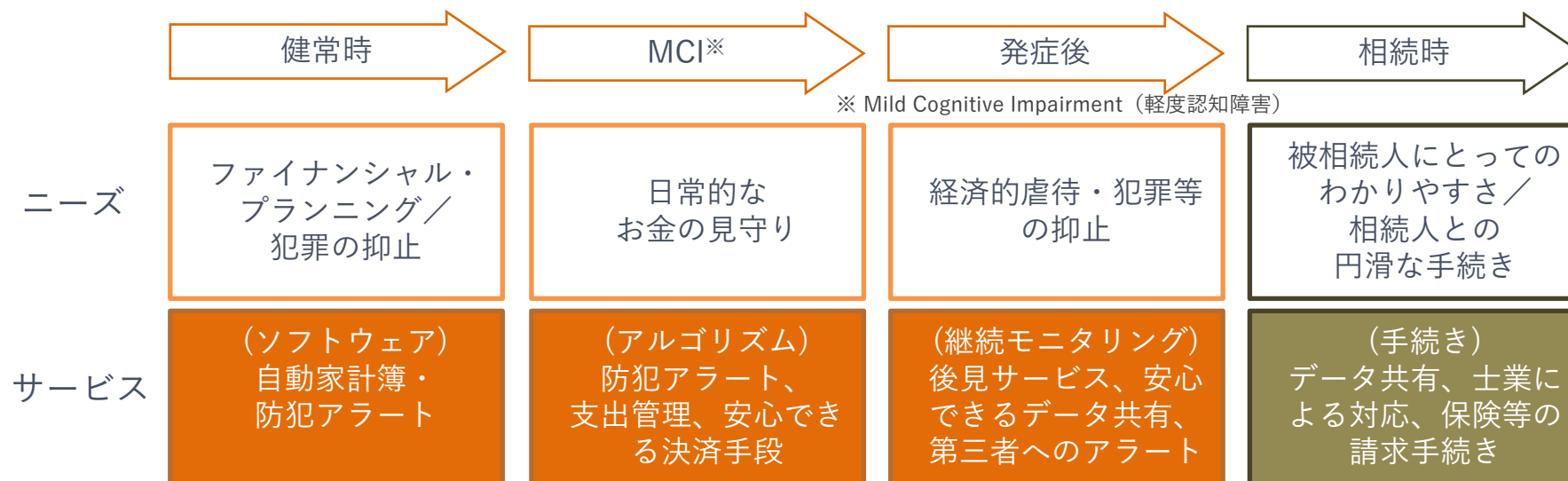


※年金アプリは令和2年度開発、運用実験は令和3年度
 ※その他、年金ポータルや被用者保険の適用拡大のために設置する特設サイトとの接続による、わかりやすい年金情報の提供等を順次検討予定

(出所) 厚生労働省資料より引用

④認知力の低下に備えた補助ツール

9



④（続き）アラート例

10

- 一定金額以上の支出についてのメール配信
- 継続で支払いが行われているケース

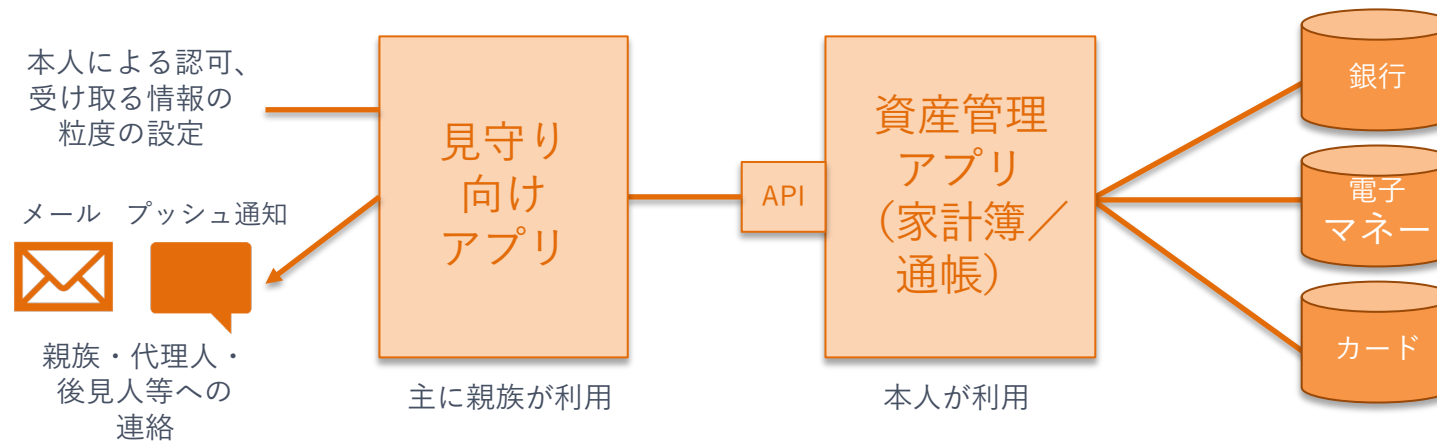
アラートメール

想定外の入出金にも安心。カードの引き落とし額や入出金額をメールでお送りします。

カード引き落とし金額	
受信設定	☒ 受け取る → サンプル
条件	引き落とし日の 3日前 に通知
入金額	
受信設定	☒ 受け取る → サンプル
条件	入金額が 1200 円以上の場合に通知 * 金額は1,000円以上、999,999円以下で入力してください。
出金額	
受信設定	☒ 受け取る → サンプル
条件	出金額が 1000 円以上の場合に通知 * 金額は1,000円以上、999,999円以下で入力してください。

④ (例) 京都信用金庫での実証実験

11



- 日常的な購買履歴に関する、サマリーデータ（総額、頻度、異常状態の検知）を親族やケアマネージャーに通知するサービスを実験
- データフィード元のアプリとしてはマネーフォワード等を利用

⑤（事例）生活困窮世帯の家計改善に向けた実験

12

厚生労働省 平成30年度
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

家計情報のビジュアル化と相談者自身のための 簡便な家計管理アプリ等の調査研究事業報告書

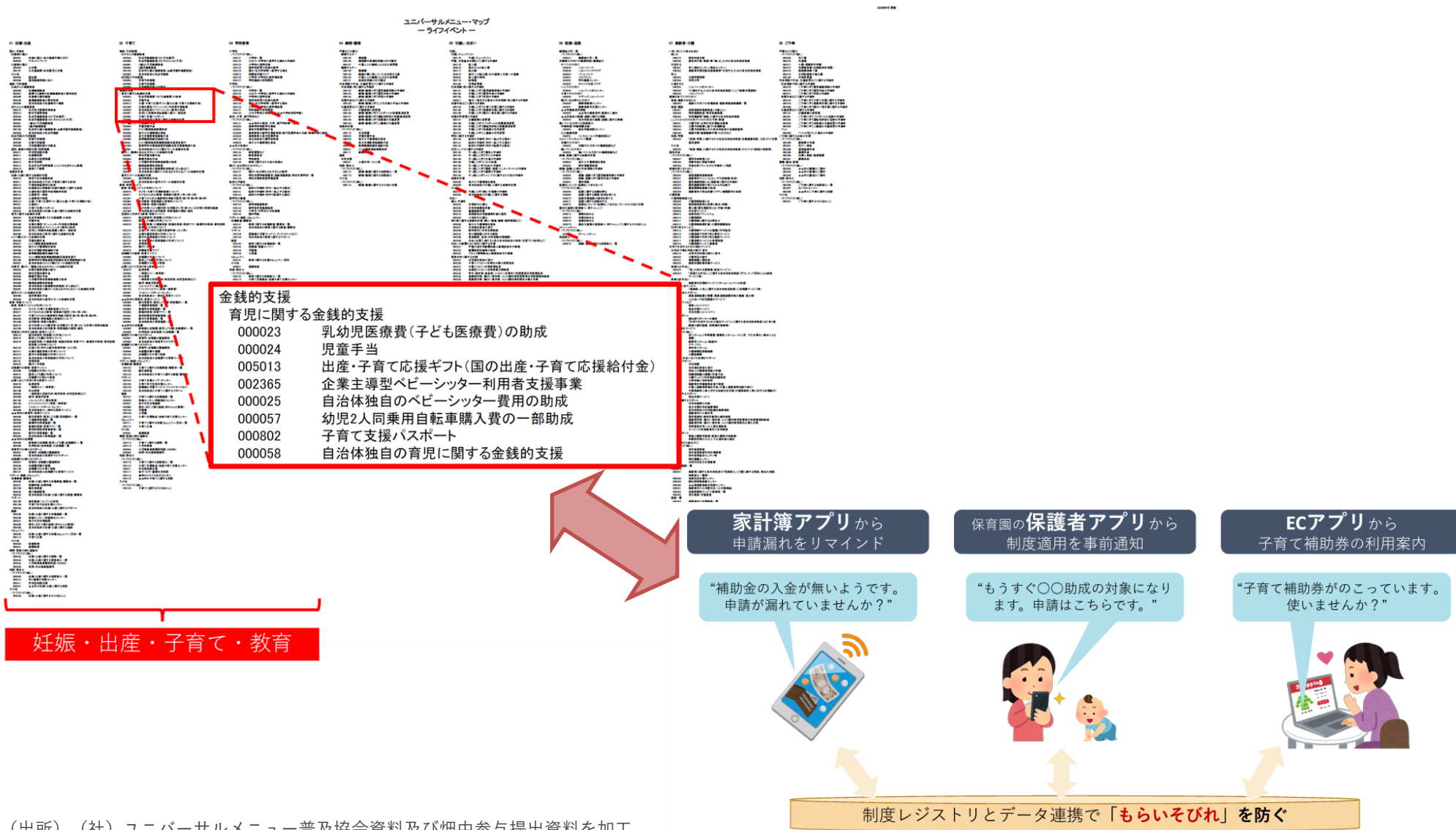
グリーンコープ生活協同組合連合会

	年齢	性別	スマートフォン 所有年数	利用 アプリ数	ネット 登録 バンク	ネット ショッピング 利用	プリペイド カード利用	クレジット カード所有	家計簿 アプリの 経験	マネー フォワード アプリ への関心
①	25	女	5	2	※○					
②	28	女	8	6				○		
③	29	女	7	4		○		○		○
④	30	女	8	3						
⑤	33	女	7	50		○		○		
⑥	36	女	8	3		○	○	○		
⑦	39	女	10	10		○		○		
⑧	40	女	5	1						
⑨	42	女	3	3		○				○
⑩	42	女	9	3						
⑪	43	女	10	5	○			○		
⑫	43	男	10	4						
⑬	48	男	1	1		○		○		
⑭	49	男	5	4				○		
⑮	58	女	3	3			○	○		
⑯	65	女	1	4			○	○		
計		女13			2	6	3	10	0	2
平均	41	男3	6.3	6.6						
割合					13%	38%	19%	63%	0%	13%

（出所） マネーフォワード社資料

⑥プッシュ型行政を担う可能性

13



”サブスク”への支払いを見える化するレポート機能を追加（2022.12）

これまでユーザーの皆さまからのご要望いただいていた、サブスクへの見える化を実現すべく、前月のサブスク支払い状況を把握し、家計改善に繋げていただけるレポート機能を新たに追加しました。（プレミアムサービス限定）





- 金融データは、経済活動について、取引成立や価値評価が行われるタイミングで都合の良い粒度で抽出されるもの
- 例えばカード明細の裏側にあるデータ：販売者・購入者それぞれのステータス、物品の詳細、消費税、時間、位置情報、購入の目的、付与されたポイントなどは捨象
- 上記に対して手入力や過去データを用いた情報補完が行われる
 - ・ 複式簿記：支出元、消費の目的、消費税（インボイス対応）等
 - ・ マーケティング：加盟店マスタ、物品名マスタ、リピート、ポイント付与等
 - ・ 健康情報：栄養価・接種時間・位置情報体調等

- 電子決済等代行業者※は利用者の同意を得た上で、金融機関などにアクセスを行い、情報を取得

※ 電子決済等代行業：銀行法で定められた登録業種。家計簿、会計ソフトなどの企業。

利用者の代わりに金融機関等にアクセスを行い、情報取得や振込指示などを行う業態

- ほとんどの場合、アクセス～情報取得は自動的に実施
 - ・ 銀行口座への給与の入金額や、会社の経費で使った費用の明細が自動で反映され、手入力が不要となる



- この自動入力（手作業を無くす）が高い利便性の源であり、金融機関などへの**アクセスの確保**は事業実施上、**極めて重要な前提条件**



(参考) スクレイピングとAPIアクセスの比較

17

- 総じてAPIアクセスの方が安全であり、利点も多い

スクレイピング



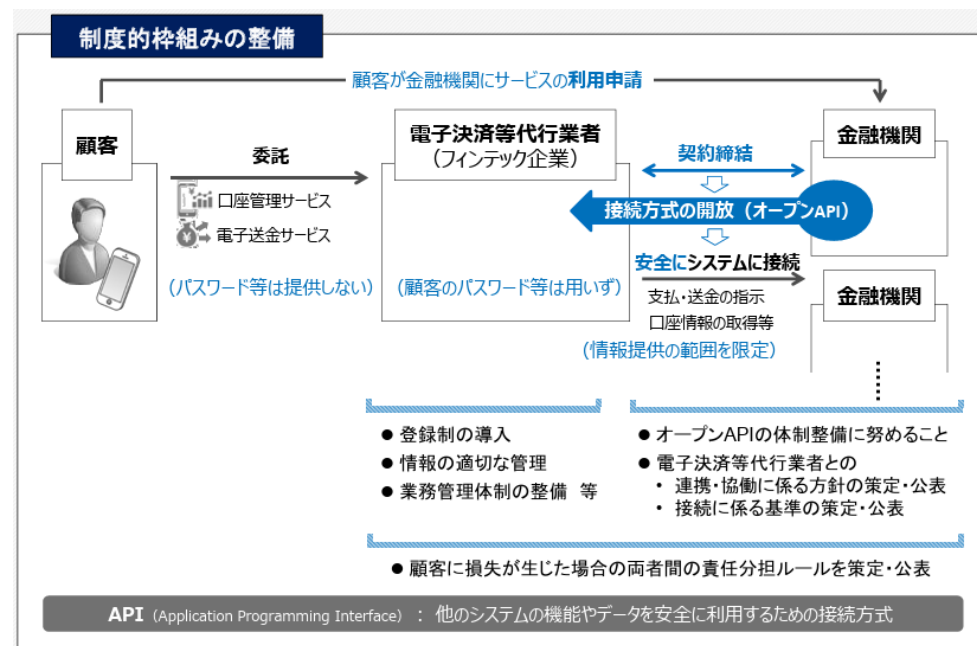
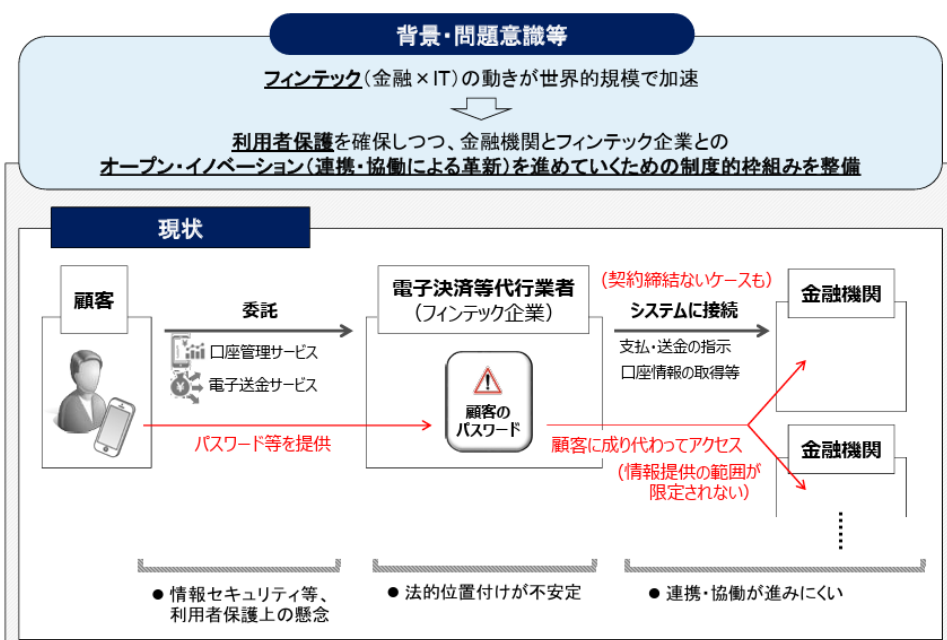
APIアクセス



項目	スクレイピング	APIアクセス
ID/PWD	(アプリに) 預ける	(アプリに) 預けない
認可範囲 (アプリができること)	多くの操作	認可された範囲だけ (例) ・入出金履歴情報へのアクセスだけ ・残高情報へのアクセスだけ
連携の安定性	停止が頻発	安定
応答速度	遅い	速い
多要素認証 導入時の影響	影響大	影響軽微
取得可能な情報の 正確性	不正確な場合がある	正確
アクセス料金	(基本的に) 無償	有償化事例あり

注) API: Application Programming Interfaceの略。ソフトウェア間の通信を可能にするツール

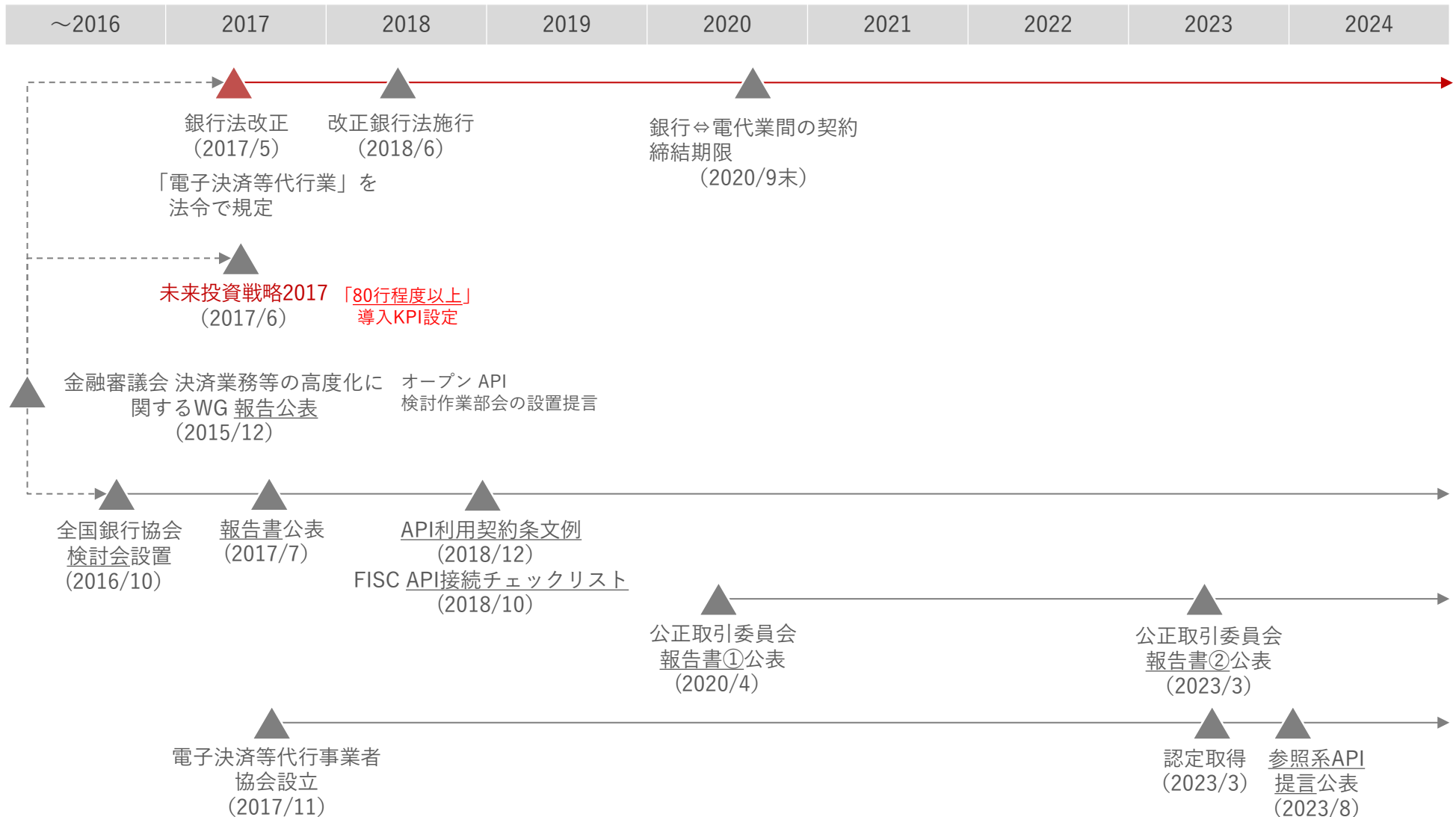
- フィンテックを活用した、金融機関のオープンイノベーションを促進
- それまで電代業はデータを取得するために顧客からパスワードを預かる必要があったが、それを不要とする仕組みが実現
- 法的に努力義務が課され、未来投資戦略のKPIとなったことで、全国どの金融機関でも自動型の家計簿・会計ソフト他が使えるようになった



日本のオープンバンキングの歴史

19

- 未来投資戦略でのKPI設定も受け、法制上の義務化無しにAPI接続が実現（銀行業）



(出所) 各種資料より作成

アクセス先名称	API	スクレイピング
	○	
	○	
		○
	○	
	○	
	○	
	○	
		○
		○
		○

(出所) 電子決済等代行業A社データより。アクセス先は連携口座数の多い先から抽出し、五十音順で表示

スクレイピング技術に見られ始めている技術的限界

- 二要素認証・FIDO認証等の「当然」のセキュリティ高度化が進展中
- アプリのみでサービスを提供する（いわゆる「ウェブ画面」が無い）事業者には、第三者はアクセスができない
- ウェブ描画技術の高度化（内部通信等）により、HTML文から数字を読み取ることが困難化
- ごくわずかの情報（通信時間にして数秒）を取得するために画面全体（典型的には1分相当）を読み取る技術であり、通信上負荷が大きく、正確性も担保されない

⇒ これまで行えていた接続が困難となり、銀行口座以外はデータ連携が行えなくなる見通し



- クレジットカードについては標準化に関する議論は2017～18年に実施済。一方で、明確な目標が置かれず、法的な義務化・努力義務化も行われてこなかった
- 「民民・業界団体間での調整」を、7年間あらゆる形で調整を試みたものの、法的な立て付けがなく契約締結が進展していない
- 結局はデータの価値に対して価格面で折り合わず、そのための投資決定もされないという状況が明白となっている認識

(参考) 規制改革推進会議 第5回デジタルワーキンググループ (2021年11月30日) 議事録
〈クレジットカード、電子マネーに対するAPI開放を検討〉

- ・ 牧島大臣 例えば、決済サービスを提供している大手事業者に対して、API連携に関する努力義務を課すなど、決済データの流通を促進するための方策、APIの整備に伴い生じるコスト負担については、データ流通の促進を妨げることをないよう、その在り方について迅速に検討していく必要等があると考えております (議事録p.3)
- ・ 小林副大臣 いつまでに広がるのでしょうか。我が国、我々はそんなに遅くまで待ってられません。あと3年で広げられる、あるいは5年で広げられる、というのでしたら、お約束をいただいて待ちますし、それができないのでしたら、ハードローがいいのではないのでしょうか (議事録p.33)
- ・ 小林副大臣 菅原座長、申し訳ありませんが、私は、これではもう駄目だと思います。ハードローでないと進まないのだと思いました。 (議事録p.35)

- 法令以外の各種施策においても対応の差異が見られる

項目	銀行	クレジットカード	電子マネー	英国/米国
法律	【金融庁】 銀行法を改正	—	—	データアクセス法令を整備
	【電子決済等代行業者協会】 自主規制規則を策定	—	—	OBL、FDXがガイドライン等を策定
規範	【内閣】 導入KPI（2020年6月までに80行程度以上にオープンAPI導入）を設定〈未来投資戦略2017〉	【内閣】 クレジットカードデータ利用に係るAPI連携を促進〈未来投資戦略2017〉	—	—（法令で確実性を担保）
データ標準化	【全国銀行協会】 電文仕様標準を策定	【キャッシュレス推進協議会】 電文仕様標準を策定	【電子決済等代行業者協会】 電文仕様標準を策定	公的/認定標準化団体が詳細な標準を策定
アクセス対象	—（法令上の規定無し）			アクセス義務付け対象を法令で規定（取引情報/口座残高/請求情報等）
接続方式	【全国銀行協会】 OAuth2.0（FAPI）採用を推奨〈オープンAPIのあり方に関する検討会報告書〉	【キャッシュレス推進協議会】 OAuth2.0を前提〈電文仕様標準〉	【電子決済等代行業者協会】 OAuth2.0を前提〈電文仕様標準〉	【英国（OBL）】 FAPI2.0が必須 【米国（FDX）】 FAPI2.0を採用予定
契約雛型	【全国銀行協会】 API利用契約の条文例を策定	【キャッシュレス推進協議会】 API利用契約の条文例を策定	—	—（法令上契約が不要）
セキュリティ	【金融情報システムセンター（FISC）】 API接続チェックリストを策定	【キャッシュレス推進協議会】 API接続チェックリストを策定	—	【英国】 ガイドラインで規律 【米国（FTC）】 規則で規律
モニタリング	【関係機関】 合意された手続（AUP）を利用	—	—	【関係機関】 アグリゲーターのAUP利用例あり
価格調整	【公正取引委員会】 実態調査報告書を公表	—	—	—（法令上無償）

注）OBL(Open Banking Limited) 英国の公的標準化団体、FDX(Financial Data Exchange) 米国の国家認定標準化団体

AUP (Agreed Upon Procedures)

FTC(Federal Trade Commission) 米国連邦取引委員会

（出所）各種資料より作成

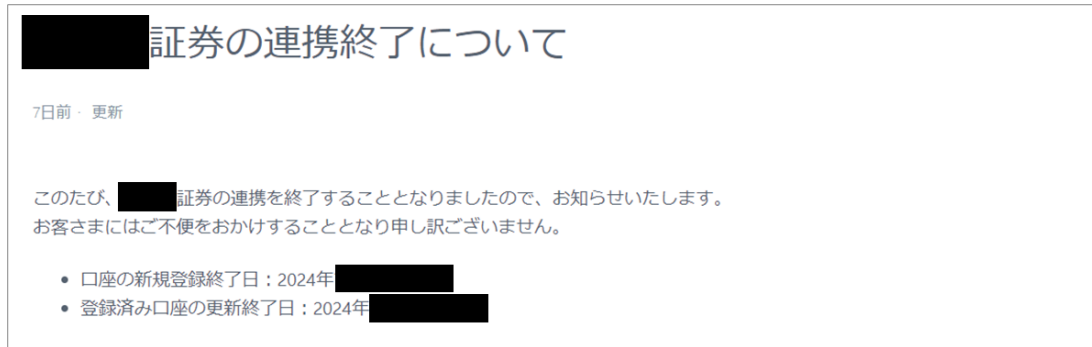
スクレイピングが継続する場合

- 第三者が参照用パスワードを保持する状況が継続
- 金融機関側のウェブサーバーに対する負荷の継続発生
- データの即時性・正確性を欠いた状態で、納税等に向けた書類が作成される

スクレイピングが不可能となった場合

- 銀行以外の領域では、手入力・手作業によるインポート作業による帳簿作成が行われるようになる
- これまで可能だった以下のようなサービスは、タイムリーな自動接続を前提としており、構築不可に
 - ・ キャッシュレス取引における不正検知
 - ・ 高齢者の生活見守り
 - ・ 生活改善に向けた支出の見直し

- 実際に接続ができなくなった事例も発生



※ 電子決済等代行業者A社サービス内で掲載されたお知らせ

- 急なアクセス遮断が生じると困るのはエンドユーザー
- アクセス遮断の回避（安全性の比較的高いスクレイピング方式の維持等による）に向けた措置も必要
 - EU、英国では第三者事業者が公的IDを金融機関に提示することで、安全性を高めたスクレイピングを許容



(出所) 第1回データ利活用制度・システム検討会 資料5より図表転載

短期

- 現状確保されている接続を安定・安全に行うための取り組み
 - ・ 急速なアクセス遮断の回避（安全なスクレイピング措置（P16）の維持等による）への政策当局の関与
 - ・ API契約における一方的な不利益変更の回避
 - ・ 接続テスト環境又は接続テスト用口座の確保
 - ・ 参照系でのトークン有効期間の延長やデータ提供機関による再認証の不要化
- 決済領域への制度的な対応
 - ・ 決済関連金融データ（クレジットカード、電子マネー等）を提供する一定規模以上の事業者に対する、API接続の法制度・ソフトローを組み合わせた実効的担保
 - ・ 他国の例を踏まえると、システムの対応も検討しうる（電代版UPI *次々ページ参照）

中期

- 新規参入やより革新的なサービス創出の促進に向けた取り組み
 - ・ N:N契約の課題解消
 - ・ 更新系API利活用に関する課題（「口座振替」の実現、認証とUXに関連する課題等）
 - ・ API、セキュリティプロファイルの標準化
- 資産形成や金融ウェルビーイング実現に向けた制度環境等の整備
 - ・ 一定規模以上の事業者に対するAPI接続の義務化（オープンファイナンス）
 - ・ 上記API接続に係る価格調整メカニズム
 - ・ 不正関連情報の共有に関する課題
 - ・ データアクセス権の法制化の検討

長期

- 技術進歩や環境変化に応じた対応を行えるメカニズムの確立
 - ・ API接続推進（標準化、準拠確認等）を担う組織体の設立
 - ・ CBDCを含めた将来的な決済システムの在り方全般との連携
- 金融以外のセクターに対するAPI接続枠組の拡張

- 自由競争に任せ切りにせず、一定程度法的規制による関与を行う国が多数
 - 基本的な決済データ（銀行、クレジットカード、電子マネー）については、①アクセスの義務付け+②アクセス料金も無償化
 - アクセスの方式について ③APIの設置を義務付ける とともに、④APIのデータ形式、接続方式も標準化



※6 「消費者主導銀行法」には規定が無く、助言委員会の報告書に「消費者承認下での対象データの「無料」共有」として記載
※7 年金・保険等へのアクセスでは①有償も認められ、②API設置も必ずしも義務ではない。
※8 アクセスは努力義務。都市銀行・地方銀行・第二地方銀行はほぼ全てAPIによるアクセスは可能となっている
※9 投資口座、住宅ローン、与信枠、貸付抵当権等

※10 審議中の法案ではアクセス義務付け対象は規則レベルで法案成立後に規定される想定
※11 電力は情報共有枠組が電気事業法の下で設定
※12 決済についてはAPI標準化を断念

(出所) 各種資料より作成

「電代業版UPI」の可能性

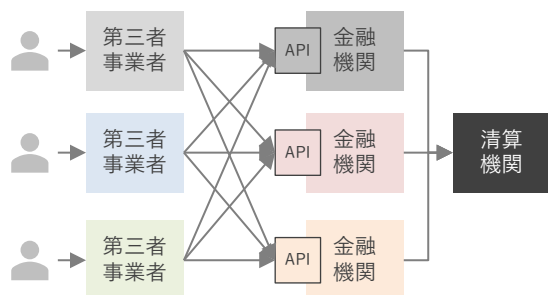
29

- 韓国などのケースを参照（次項）し、ハブ型構造のアーキテクチャを採用することも一考。ハブ型構造は新規参入促進や非競争領域における共同化・効率化の観点から理想的。

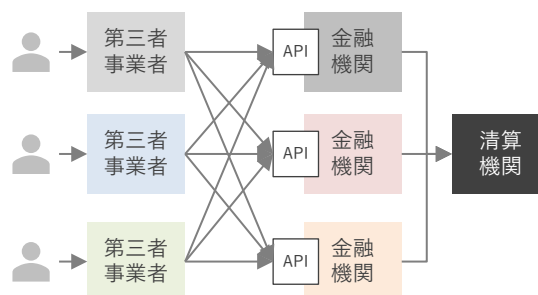
ハブ型構造の メリット

- N:Nの個別契約（調整）の負担が消滅
- API標準化、セキュリティプロファイルへの個別対応が不要（ハブ機関への対応で完結）
- 責任分界点の明確化、UX設計なども容易
- 必要に応じた認証方式共通化、不正利用情報共有、AML/CFT機能共通化なども対応が容易

【現在】N:N契約

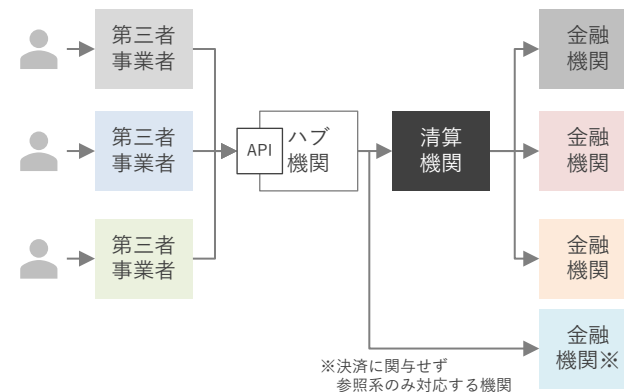


API標準化



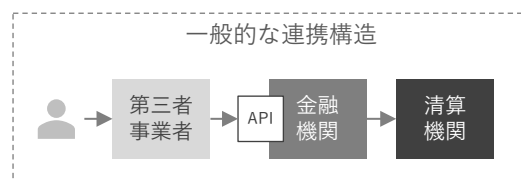
- 即時でハブ構造の採用が困難な場合には、API標準化のルートを経由することも一案
- API標準化の過程で、ハブ構造に必要な要件定義も可能
- 国全体としてのコストはハブ構造より増加
- 決済システムはどこかに清算機関が存在するため、もともとハブ構造に適している

ハブ構造の採用



● ハブ方式のアーキテクチャを採用し、参照系・更新系共に契約一元化等を実現

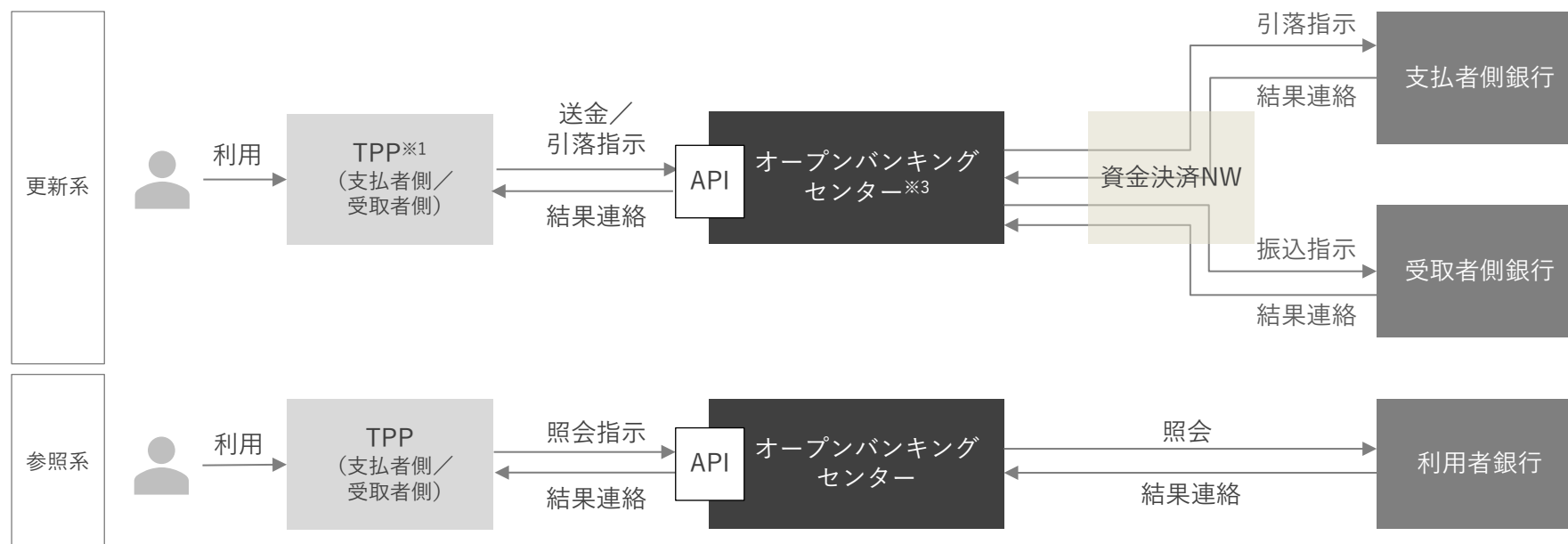
- オープンバンキングセンターとの一契約だけで、TPP※1もサービスを提供可能
→各銀行とのN:Nになる個別契約が不要となり、スタートアップ等の参入が容易に
- 同センターが構築した単一のAPIに対して各種支持を実施



※1 Third Party Provider：日本の電子決済等代行業に相当

※2 Unified Payments Interface：統合決済インターフェイス。インドの決済公社が構築した即時決済システムへの接続機構。

※3 銀行間決済NWを運営する韓国金融決済院（Korea Financial Telecommunications & Clearings Institute: KFTC）が構築・運営

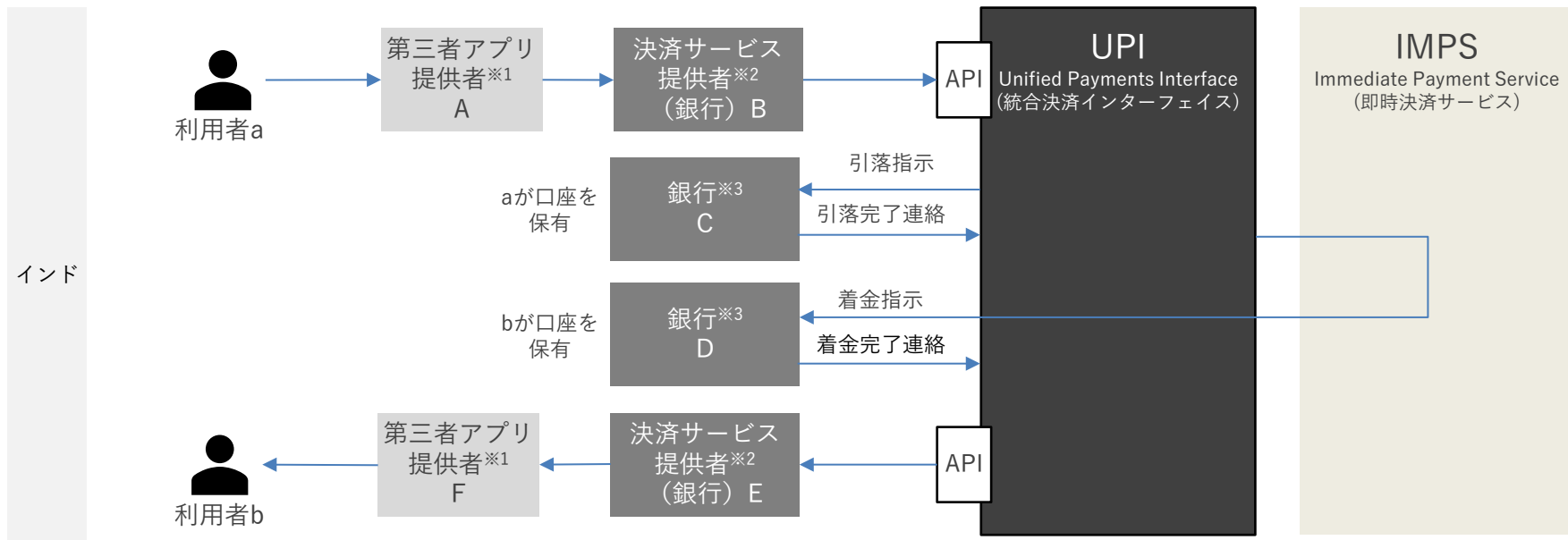
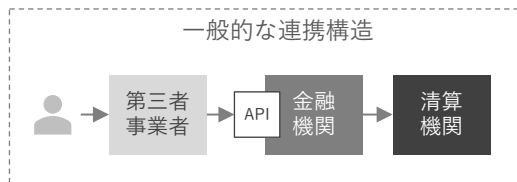


インド（更新系）：UPIと関係企業との接続形態

31

- 銀行経由で第三者決済アプリからのUPIへの接続を確保

- 第三者事業者は少数（通常2～3）の銀行※2との提携だけで、ほぼ全ての銀行間での送金指示が可能



※1 Third Party Application Provider(TPAP): インドではPhonePe、Google Pay、Paytm等。PSPはTPAPだけでなく、自行アプリを利用することも可能。

※2 Payment Service Provider(PSP): アクワイヤリング銀行と称される場合がある

※3 イシューング銀行と称される場合がある

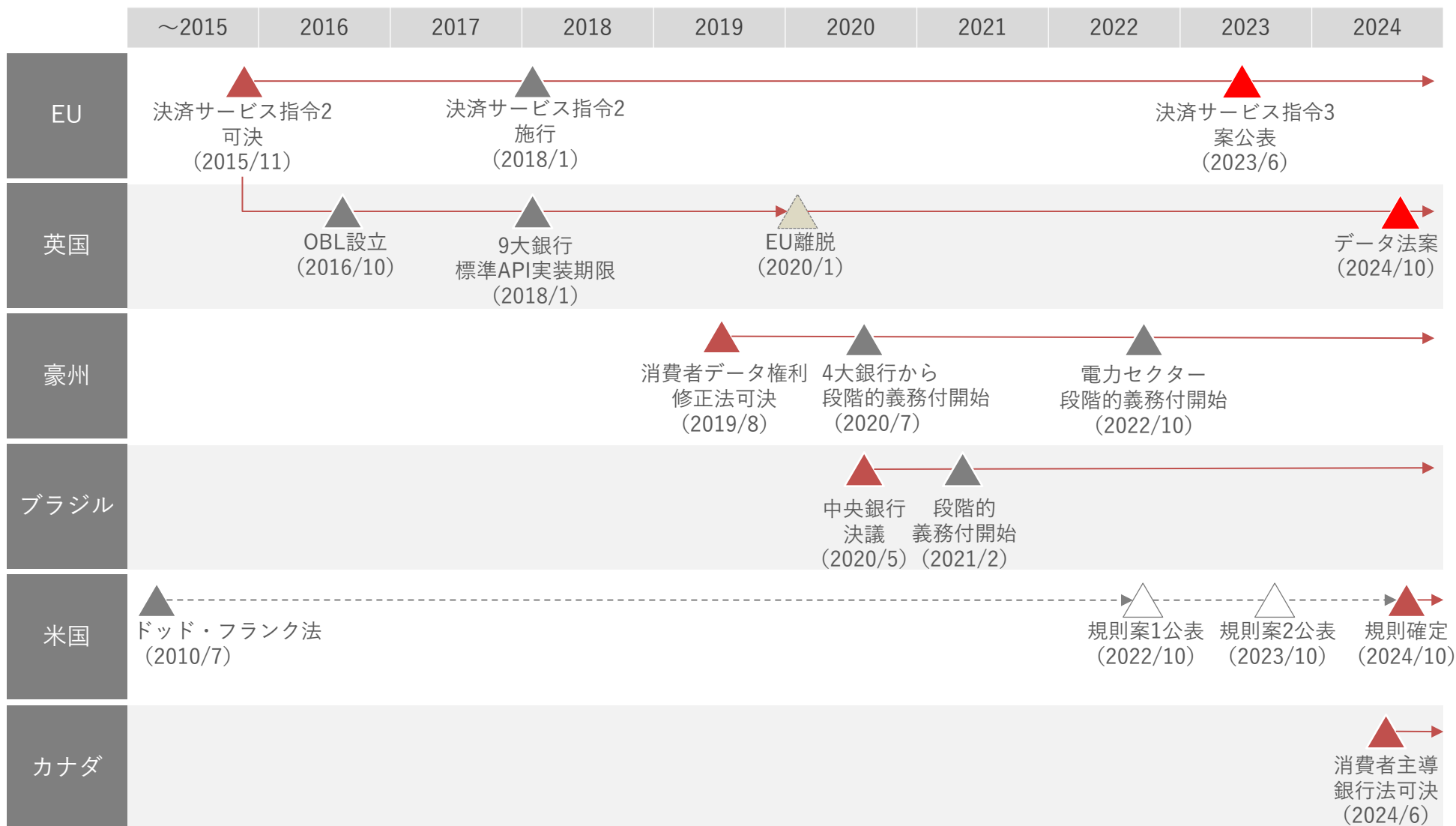
- UPI利用決済時には端末認証（登録時にSIM情報にて行う所持認証）とUPI PIN入力（4桁番号による知識認証）が必要
銀行側画面に遷移せずUXを向上。なお、認証責任は決済サービス提供者（図中B、Eの銀行）が負っている
- 第三者アプリ提供者はインド決済公社からの免許取得要。第三者アプリ提供者と決済サービス提供者間には契約があると目される

参考資料

グローバルのオープンバンキングの歴史

33

- 2015年の欧州での決済サービス指令2可決以降、各国で相次いで法整備を実施
- 2023年頃から更にバージョンアップを目指す動きも見られる（EU、英国）



金融以外のセクターにアクセスを拡大する動き

- 英国では他のセクターに対してもオープンバンキングと同様のアクセス確保の枠組を検討
- 豪州、韓国などでも同様の動きあり

【公表日】 2024年4月18日

【公表官庁】 ビジネス・貿易省

- 下記7セクターに対して、オープンバンキングと類似のデータアクセス枠組構築を検討※1
- 重点分野を「生活コスト低減・経済成長促進」の観点から更に選定（表中太字）
- WGを設置してデータ標準、認証認可、コスト負担等を検討
- 「脆弱な消費者」を「エンパワー」する点を中心に全体を設計

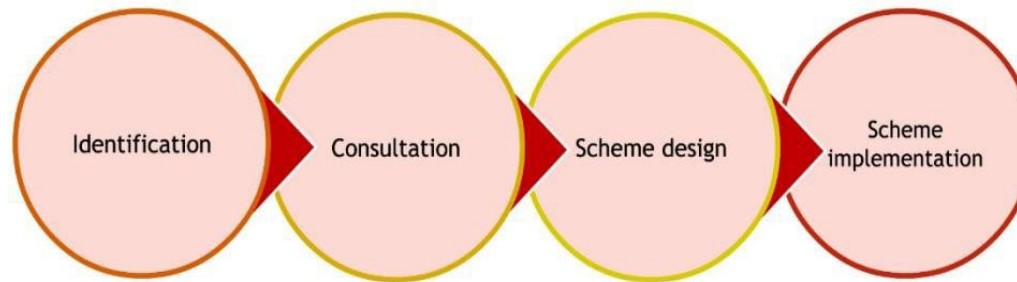


※1 実施まで確約されているわけではない
※2 認定TTP: Authorized Third-Party Provider
※3 Variable Recurring Payment、額変動定期支払。日本の口振に相当

	対象セクター	検討段階	活用イメージ	担当省庁
Open Banking	銀行	段階4	決済高度化、PFM、カード決済代替、VRP※3	財務省
Open Finance	金融	段階1	貯蓄、投資、年金、保険の比較	金融・イノベーション・技術センター
Open Energy	エネルギー・燃料	段階2	家庭でのエネルギーコスト管理、ガソリン価格のリアルタイム検索	エネルギー安全保障・ネットゼロ省
Open Communications	電気通信	段階2	通信キャリアのプラン理解促進、乗換促進	科学技術省
Open Transportation	運輸	段階1	電車、バス、モノレール等交通手段の時間・価格比較	運輸省
	住宅（購入）	段階1	地方登記所情報のデジタル化を含めた住宅購入プロセスの円滑化	ビジネス・貿易省
	小売	段階1	食料品、服飾、家庭用品、DIY用品の価格比較	改善・住宅・コミュニティ省

太字：優先分野

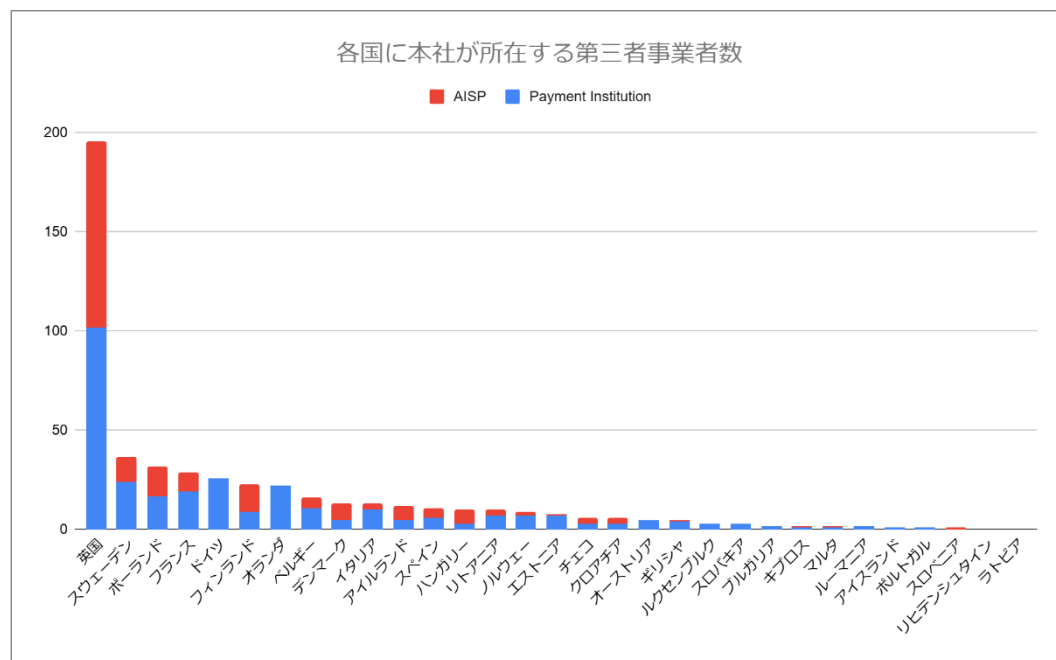
- 英国のスマートデータ政策では、銀行セクターの取組段階を他のセクターに先行して位置付け
- 他のセクターにも、類似する政策手法を適用していく可能性が高い



項目	段階1	段階2	段階3	段階4
	識別段階	協議段階	方式デザイン段階	実施段階
検討・実施項目	・消費者をエンパワーする方策 ・セクター内競争への影響度合	・スキームの素設計 ・必要なコスト見積（影響評価）	・対象データの設定 ・対象データ収集/使用/提供方法の検討 ・特定のサービスの利用方法（APIやデータ標準の検討を含む） ・意思決定機関、執行者、インターフェース機関の役割 ・消費者の苦情対応と救済策	・スキームの導入
該当分野	金融／運輸／住宅／小売	エネルギー／電気通信	—	銀行

- 全国銀行協会による「銀行分野のオープン API に係る電文仕様標準」等が存在するが、定義の粒度が粗いため、実装内容は現実的にはバラバラとなっている。多様な仕様への対応のため開発負荷が大きく、電子決済等代行業への参入障壁を高めている
- セキュリティ標準については上記電文仕様標準においてFAPI※の採用が推奨されているが、ほとんどの金融機関は不採用
- 同意取得のUX設計が悪いとユーザーの離脱を引き起こす（銀行による頻繁な再認証の要請等）

- 英国では競争・市場庁が主導して標準化機関を設置し、強力に標準化を推進
 - ・ 粒度の細かい標準を策定
 - ・ 大手9行に標準APIの採用を義務付け
 - ・ 標準化機関がセキュリティも含めた接続テスト等を実施
 - ・ API仕様も継続的にバージョンアップ
 - ・ 同意取得時のUXガイドライン等も整備
- 欧州と英国は同じPSD2の制度下にあったが、上記対応の違いが第三者事業者（電代業相当）の参入数の違いとなって現れている



英国では、入出金明細データの参照等において、サービス間の連携仕様は共通となっており、データ連携できることは当たり前。データ連携の先の付加価値（利用者の利便性）で競争を行う世界感

	英国	日本	英国の取組みからのインサイト
標準化の取組み	● <u>Open Banking Standards</u> (ver4.0, 2024年) ● 作成主体：Open Banking Limited	● <u>銀行分野のオープンAPIに係る電文仕様標準について</u> (第2版, 2018年) ● 作成主体：オープンAPIのあり方に関する検討会	● 一度標準を策定して終わり、ではなく継続的にバージョンアップ、接続確認が行われる
位置づけ	APIの具体的な設計書 ● 参照系及び更新系APIの実装のための仕様が細かく定義されている ● 大手9銀行には準拠義務あり	APIの応答メッセージに関する指針 ● APIのメッセージ上の標準的な項目やその定義等の目安を定めるもの ● 各銀行が準拠するかどうかは任意	● APIの仕様標準が細かく定義されており、各銀行は個別にAPIを設計する必要がない ● 大手銀行の準拠が、他行へ波及することを想定
データ連携の正確性	データ活用しやすい連携仕様 ● 口座、残高、取引等の項目ごとにUML(エンジニアにとって一般的な言語)で細かく必須仕様を定義 ● データを呼び出すための日付指定の方法、基準日の定義、入出金明細を一意に特定するID、ページネーション等も明確に定義	応答メッセージの項目も任意が多い ● 残高、明細照会、振込について、最低限必要な標準項目と、任意項目の例示として拡張項目を定義 ● 標準項目においても、値の記述方法は「任意」や「原則」とされている項目が多い	● API連携における正確性の課題があれば、まず仕様標準自体を改訂し、それに全銀行が準拠するため、銀行・接続事業者の両者からみてメンテナンスも効率的 ● 銀行ごとにデータの意味がブレず、重複なくデータを取得でき、かつ、冗長なアクセスをせずにすむ設計
接続の難易度	複数銀行とすぐ接続できる ● どのAPIも仕様標準に準拠されているため、1行と接続すれば、技術的には1日あれば他行とも接続できる	銀行ごとに連携のための開発が必要 ● 電文標準はあるが任意であり、APIの標準仕様も存在しないため、銀行ごとに連携開発が必要	

- 完全な自由競争ではなく、一定程度の政策的介入が増加
 - 基本的な決済サービスに関しては接続義務化、無償化、APIの設置義務付け、標準化などを法制化
- アクセス対象を銀行以外の金融サービスや他セクターに広げる動き
 - 米国ではデジタルウォレットもアクセス義務付け対象
- 基本的な決済サービスへのアクセスについては無償とする方向性
 - 上記以外のアクセスについては、グローバルでも確定した方法論はまだ存在せず
- API標準化には継続的な準拠確認が必要であり、何らかの組織体で対応
 - セキュリティ標準の準拠確認については、国際的な団体を利用する国も存在
- 更新系の利活用促進を並行して行うことが、エコシステム形成には重要
 - 清算機関などがハブの役割を果たすことで、契約一元化を実現した国も存在
 - 「口座振替」に相当する機能が焦点
- セキュリティはステークホルダー間の「契約の有無」と併せて全体で措置を検討する必要
 - ステークホルダー間のN:N契約を義務化しているのは日本のみ
 - 不正利用関連情報の共有などは、社会全体のセキュリティ強化に貢献
- イノベーション促進に加え、消費者保護や中小企業の業務効率化の視点も重視

- 当協会より標記提言を公表（2023年8月）

分類	求められる対応	背景となる課題、対応の内容
《A類型》 速やかな対応、 次回システム更改等における対応	(1) コール数の削減	電代業者⇄金融機関間でコール数が増大しやすい ■1リクエストで返せる明細情報上限引き上げなど
	(2) AUP※利用の拡大 ※合意された手続	電代業者は各金融機関毎に異なるチェックに対応要 ■AUPであれば共通のチェックを1度受けるだけ
	(3) 電代業者の体制整備・フレームワーク作り	電代業者側で問合せ対応などの体制が不十分 ■十分な体制整備、顧客保護のフレームワーク作り
《B類型》 経済的インセンティブとパッケージで検討	(4) 明細取得期間の延長	明細取得可能期間が金融機関毎に異なる（「2～3か月」の設定が多い） ■確定申告等を考慮すると18か月程度が望ましい
	(5) リフレッシュトークン有効期限の延長	各金融機関毎に有効期限が異なっている（1日～10年） ユーザは金融機関毎に異なるタイミングで再認証必要
	(6) 取得できる情報範囲の拡大	当座預金、住宅ローン、外貨預金等の情報が取得できない場合がある ■法人は当座預金情報を取得可能に
《C類型》 中長期的に検討	(7) Webhookの導入	■口座入出金等が発生した際に、金融機関側から電代業側に通知する仕組み（Webhook）があれば、コール数を削減可能
	(8) APIの基本設計	IB等の「画面」を前提としたAPI設計になっている ■更新系も想定して、電代業と連携しやすいAPIへ移行

需要サイド

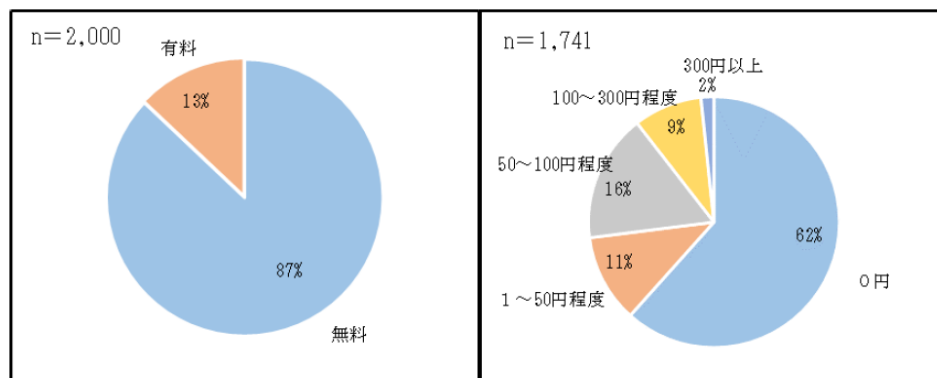
- 家計簿利用者の6割以上が、サービス全体に払ってもよいと考える金額が0円となっている（広告視聴等が利用の対価と考えている）
- 6割以上の利用者が、自分の口座情報を参照するのに料金が発生することには納得が至っていない

供給サイド

- 伝統的銀行にとり、API提供にかかる原価が高い
- データ接続が初期的には利用者の管理面の利便性・安心につながるものが多く、商品販売や取引とは直結しづらい点

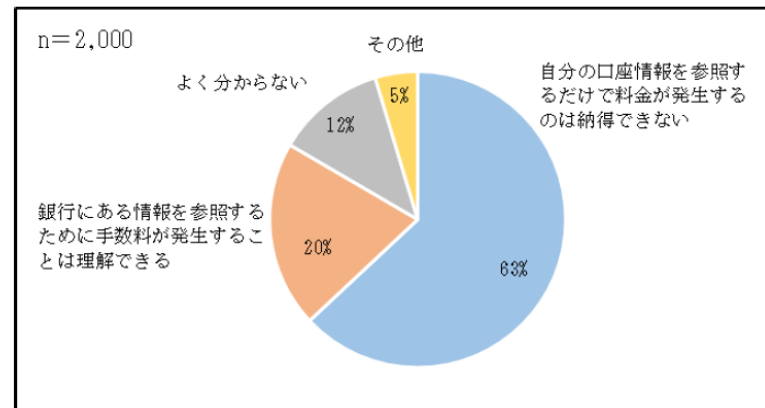
図表2 無料又は有料プランのどちらを利用しているか（左）

図表3 （無料会員向け）現在と同様のサービス内容を利用できる場合に支払ってもよいと考える月額利用料（右）



【出典】消費者向けアンケート結果

図表4 自身の口座情報を参照する際に料金が発生することについてどのように考えるか



【出典】消費者向けアンケート結果

レッシングの制約原理に即した整理

41

- 法、規範、（市場）、アーキテクチャを適切に組み合わせることが必要

	理想例 (オープンファイナンス)	銀行（日本）	カード・ 電子マネー	生命保険 (定額年金)
法	・ 消費者保護 ・ データ権 ・ 競争政策	・ 銀行法（2018）	・ なし	・ なし
規範	・ 金融におけるオープンイノベーション、消費者保護	・ 未来投資戦略2017のKPI	・ 現状存在せず	・ 老後資金問題の解決に向けた流れ
市場	・ 成立せず	・ 成立せず	・ 成立せず	・ 成立せず
アーキテクチャー	・ 契約の不要化 ・ 接続の標準化 ・ 中央的なインフラ	・ 接続者を電代業として規制 ・ N:Nの契約に基づくAPI接続	・ 大多数がスクレイピング	・ 接続者を電代業に限定 ・ APIを中心とした接続